

北広島市社会福祉協議会出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民及び市民団体、企業等（以下「市民等」という。）が開催する社会福祉分野に係る研修会に社会福祉協議会の職員を講師として派遣し、当該派遣職員が担当する分野の説明や職務に関連して習得した専門知識・技能等の講座を実施することにより、市民等の社会福祉への理解を推進し、併せて社会福祉協議会に関する理解を深め、誰もが支え合いながら安心して暮らすことのできるまちづくりをすすめることを目的とする。

(名称)

第2条 この講座の要綱に基づき、職員を派遣する講座は、北広島市社会福祉協議会出前講座（以下「出前講座」という。）という。

(対象)

第3条 出前講座は、市民等が主催し、10人以上の参加が見込まれる研修会等とする。

(内容)

第4条 出前講座の内容は、別に定める。

- 2 前項に規定する項目以外の講座の開催について要望された場合は、可能な限り要望に沿うよう努めるものとする。
- 3 出前講座開催後は、報告書を作成し報告する。

(職員派遣時間及び場所)

- 第5条 出前講座は、原則として平日に開催するものとし、派遣時間は午前10時から午後5時までのうち概ね1時間程度とする。
- 2 前項に規定する時間、平日以外を希望する場合は別途協議を必要とする。
 - 3 出前講座の実施場所は、市内に限るものとする。

(申込み等)

- 第6条 出前講座の実施を希望する市民等は、開催する1カ月前までに出前講座申込書（様式第1号）を会長に提出するものとする。
- 2 出前講座を開催するために必要な場所は、申込者の責任において確保するものとする。

(出前講座の決定等)

第7条 会長は、前条の規定による申し込みがあったときは、その可否を決定し、申込者に連絡するものとする。

2 会長は前項を決定する場合において、必要と認めるときは条件を付することができる。

(出前講座の制限)

第8条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、出前講座を許可しない。

- (1) 政治活動、宗教活動、又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
- (2) その他、出前講座の目的に反すると認められるとき。

(費用負担等)

第9条 出前講座にかかる職員の派遣及び資料代については無料とする。その他の出前講座にかかる費用については、申込者の負担とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。